

これまでにない観光コンテンツやエリアマネジメントを創出・実現する

デジタル技術の開発事業

公募要領

- 公募期間

令和2年12月25日(金)～令和3年2月15日(月) 17:00(必着)

- 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 新コンテンツ開発推進室

連絡先: hqt-dx@mlit.go.jp

令和2年12月

- 本事業は、デジタル技術を開発^{※1}し DX^{※2}推進による新たな地域観光モデル^{※3}を構築することを目標としています。
- 本事業は令和3年度の単年度事業ですが、令和4年度以降も、本事業で開発された技術や構築された地域観光モデルを継続的に活用・展開し、地域の観光需要の創出を目指すことを求めます。
- 本事業は、企業等(企業、大学、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)等を指す。以下この公募要領において同じ。)からなるコンソーシアム(複数の企業等で構成されたもの。以下この公募要領において同じ。)での応募を基本としています。
- コンソーシアムは、大企業等(大企業^{※4}、大企業の親会社並びに大企業を親会社とする完全子会社及び連結子会社を指す。以下この公募要領において同じ。)のみで構成されていないこととします。
- 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものです。
- 採択にあたり合意した事項が行われない又は守られない場合、若しくは申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。
- 本公募は、令和3年度予算成立後、速やかに本事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。予算の執行は、令和3年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

※1:例として、利用場所に応じて適用可能な高精度位置認識技術、顔認証等の生体認証を適切に活用するための技術、IoT、5Gの高速・低遅延といった特性を活用するための技術など、観光サービスの変革を実現するために求められる技術の開発。

※2:デジタル技術及びデータを活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、組織の文化・風土や業務を変革することにより、競争上の優位性を確立すること。

※3:地域観光モデルとは、開発されたデジタル技術の活用により、「地域の文化・芸術・自然等既存の観光資源」(場所)を磨き上げる、エリアー帯において便利・快適な「観光体験」(コト)を可能とするなどして、新たな観光サービスやその価値を創出し、もって、観光サービスの変革による体験価値の向上や観光消費額増加を実現させるものをいい、場所・技術・コトを活用・融合させることで、本事業で構築を目指すもの。

※4:資本金が5億円以上又は負債額が200億円以上の企業。

I. これまでにない観光コンテンツやエリアマネジメントを創出・実現する デジタル技術の開発事業の概要

1. 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、我が国の観光は厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、本年12月3日に策定した「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」に基づき、感染拡大防止策の徹底を大前提に、当面の観光需要の回復を担う日本人国内旅行の需要を強力に喚起しつつ、その上で、インバウンドについても国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国・地域から回復を図ることで、現在掲げている2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円等の目標達成に向けた取組を引き続き行うこととしています。

観光庁では、これまで、訪日観光における消費機会の拡大が期待できる潜在的コンテンツや新たな観光コンテンツの開拓・育成を実施してきました。その一環で、デジタル技術を活用した観光コンテンツも取り扱ってきたところ、近年、デジタル市場は拡大の一途を辿っており、様々な分野でデジタル技術の導入やDXが進んでいる中で、観光コンテンツとしての付加価値の飛躍的な向上については課題が残っています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う海外への旅行制限及びオンライン観光の普及により、リアルな観光への期待が増大する中、観光における新たな体験価値の提供がこれまで以上に求められています。このような社会的背景からも、観光需要の回復を見据えたデジタル技術の観光への活用は急務と言えます。

そこで、令和3年度の本事業では、デジタル技術の利用やICTの導入により単に作業の省力化を図ったり、情報・体験をデジタル化したりするのではなく、近い将来訪れるSociety5.0時代に向け、観光における体験価値を向上させるために、複数技術を掛け合せた新たな技術の開発や、技術と観光資源との掛け合せによる相乗効果を生み出す技術開発を実施し、DX推進による新たな地域観光モデルを構築することにより、これまでにない観光コンテンツ及びエリアマネジメントを創出・実現するべく、以下の募集を実施します。

Ⅱ. 募集内容

1. 応募条件

開発事業の対象となる応募者は、次の全ての条件を満たす者とします。

- (1) 企業等からなるコンソーシアムでの応募を基本とする。
- (2) コンソーシアムは、大企業等のみで構成されていないこと。
- (3) コンソーシアムは、代表企業等を決め、当該代表企業等が代表して応募することとし、当該代表企業等は本事業を遂行する責任を負うこと。
- (4) コンソーシアムの代表企業等は、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) コンソーシアムとして、本事業目標達成及び本事業計画遂行に必要な組織、人員等を有し、参画する各企業等の役割が適切に分担され、明確化されていること。
- (6) コンソーシアムの中でデジタル技術の開発の役割を担う企業等は、デジタル技術又は関連技術の開発実績を有していること。
- (7) コンソーシアムの中でデジタル技術の開発の役割を担う企業等は、本事業を円滑に継続させるために必要な技術開発基盤を有していること。
- (8) 本事業は令和3年度の単年度事業であるが、コンソーシアムとして令和4年度以降も本事業で開発された技術や構築された地域観光モデルを継続的に活用・展開し、地域の観光需要の創出の計画立案とその実現能力を有していること。
- (9) コンソーシアムの中でデジタル技術の開発の役割を担う企業等は日本国内の企業等で日本国内に技術開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学及び研究機関を含む。)の特別な技術開発能力、施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、当該連携により実施することができる。
- (10) コンソーシアムのいずれの企業等も予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (11) コンソーシアムのいずれの企業等も、観光庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (12) コンソーシアムのいずれの企業等も、過去3年以内に情報管理の不備を理由に観光庁との契約を解除されている者ではないこと。
- (13) コンソーシアムのいずれの企業等も、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

注: 上述した(2)から(13)の条件を1つの企業等が満たす場合には、当該企業等の単独による応募は妨げない。

2. 募集対象事業

下表のキーワードを参考に開発事業を提案してください。

場所	街エリア、農村エリア、山岳エリア、水辺エリア、施設内エリア、仮想空間等
技術	高精度位置認識技術、生体認証技術、自律走行技術、指向性音声技術、XR 技術、5G、IoT、ナビゲーション技術、高精度センサー等
コト	観覧、鑑賞、スポーツ、アクティビティ、飲食、購買・予約、コミュニケーション等

注:本事業における技術開発イメージ:

利用場所に応じて適用可能な高精度位置認識技術、顔認証等の生体認証を適切に活用するための技術、IoT、5Gの高速・低遅延といった特性を活用するための技術など、観光サービスの変革を実現するために求められる技術の開発。

構築される地域観光モデルとは、開発されたデジタル技術の活用により、「地域の文化・芸術・自然等既存の観光資源」(場所)を磨き上げる、エリアー帯において便利・快適な「観光体験」(コト)を可能とするなどして、新たな観光サービスやその価値を創出し、もって、観光サービスの変革による体験価値の向上や観光消費額増加を実現させるものをいい、場所・技術・コトを活用・融合させることで、本事業で構築を目指すもの。

3つの参考イメージを次に示す。

開発事業参考イメージ:

開発事業具体例(1)「高精度位置認識技術やモビリティによる美術館・博物館鑑賞の変革」

【場所】施設内エリア

【技術】高精度位置認識技術、XR 技術、指向性音声技術、自律走行技術

【コト】鑑賞体験

【構築する地域観光モデル】

美術館・博物館において、単に定型のガイド音声を流すだけではなく、高精度位置認識技術やXR技術の活用・融合により、モビリティに乗った個々人の位置に適した情報を指向性音声やARで配信するとともに、個々のパーソナル空間を確保しながらの鑑賞を実現し、鑑賞体験を変革する。

開発事業具体例(2)「顔認証等の生体認証と決済とを融合させたエリアー帯での手ぶら観光の実現」

【場所】街エリア、山岳エリア、水辺エリア

【技術】生体認証技術、5G

【コト】スポーツ、アクティビティ、購買・予約

【構築する地域観光モデル】

これまでの手ぶら観光は、手荷物を預けられるものの財布・現金は持参が必要であるため、自然を満

喫するマリナクティビティやトレッキングでは価値を発揮し切れていない。そこで、マスク着用でも利用可能な顔認証等の生体認証とセキュアな決済技術とを融合させることにより、何一つ持参しない状況にあっても購買・購入が可能な地域観光エリアを実現する。

開発事業具体例(3)「仮想空間を活用した観光疑似体験の変革」

【場所】 仮想空間

【技術】 5G、XR 技術

【コト】 コミュニケーション

【構築する地域観光モデル】

これまでのオンラインバスツアー等のオンライン観光地体験では、テレビ会議の域を出ないものや、一方通行な体験が多かった。そこで、仮想空間等を創出し、利用者(ゲスト)と観光事業者(ホスト)との間で臨場感のあるコミュニケーションが取れるインタラクティブな体験を提供することにより、旅行前の下調べや旅行計画を充実させ、現地での観光体験価値をこれまで以上に高め、満足度向上に繋げる。

なお、開発事業の規模(国費による部分)については、1事業あたり110百万円を上限としています。採択件数の多寡や、採択過程において、有識者からのヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。

おって、本公募は、令和3年度予算成立後、速やかに本事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。予算の執行は、令和3年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

本事業の進捗管理については、基本的に代表企業等が実施し、事業事務局(観光庁が別途指定する事業事務局を指す。以下この公募要領において同じ。)により進捗・執行管理補助を実施します。

3. 開発事業の実施に付随する業務

開発事業者^{※5}は、本事業の実施に付随し、以下の業務にも取り組むこととします。

付随する業務についての詳細は、事業採択後に別途お知らせします。

※5: 本事業に採択されたコンソーシアム又は応募条件の(2)から(13)の条件を満たす1つの企業等

(1) 事業計画書の作成

本事業を実施するにあたり、有識者等の意見を踏まえ、事業事務局と調整の上、事業計画書を作成していただきます。

(2) 事業報告書の作成

実施された本事業に関する報告書を作成していただきます。本報告書では、本事業の実施内容のほか、開発する技術や構築する地域観光モデルの実証実験の結果、課題の抽出、それらの地域への展開等に向けた検討等を取りまとめることとします。なお、内容や分量に関しては事業事務局と協議の上で定めます。

(3) 技術実証(実証実験)の実施

開発した技術を地域等で実証実験を行い、以下の項目について留意し効果検証を行い、地域観光モデルを構築していただきます。

- 実施体制
- 実証実験協議会の運営
- 地域等への理解の促進
- 実証結果の分析・評価

4. 対象経費

(1) 開発事業において対象とする経費

本事業において対象とする経費については、以下のとおりとします。このうち、「1.応募条件」及び「2.募集対象事業」の要件を満たす本事業活動を実施するために必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。

I. 開発事業費	
①人件費	事業計画書・報告書等の作成、技術開発、実証実験、分析・評価、モデル構築等に従事する者の人件費。 なお、従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、開発事業に従事する部分の人件費を計上してください(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること)。 おって、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率 ^{※6} による按分計上が可能です。 ※6: 開発事業に従事する者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち、当該事業の実施に必要となる時間の配分率(%)。
②旅費	開発事業を行うために必要な出張に係る経費。
③謝金	開発事業を行うために必要な謝金(例: 会議等に出席した外部専門家等に対する謝金)。
④借料及び損料	開発事業を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。

⑤消耗品費	<p>開発事業を行うために必要な消耗品(例:紙、封筒、ファイル、文具用品類)の購入に要する経費。</p> <p>ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る。</p>
⑥その他諸経費	<p>開発事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、①～⑤いずれの区分にも属さないもの。</p> <p>例:通信運搬費(例:郵便料、運送代、通信・電話料) 光熱水料(例:電気、水道、ガスの料金) 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用 印刷費</p>
Ⅱ. 再委託費	<p>事業事務局との取決めにおいて、開発事業者が開発事業の一部を開発事業者以外に行わせるために必要な経費。</p>
Ⅲ. 一般管理費	<p>開発事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、Ⅰ.及びⅡ.の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。</p>

(2) 開発事業者以外への委託に関する事項

開発事業の一部を開発事業者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁に可否を確認する必要があります。

また、主たる業務の多くの部分を開発事業者以外の者に委託することはできません。

(3) 開発事業の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁及び事業事務局が精査し、事業完了後に開発事業者へ支出する精算払いとなります。次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

【補足事項】

以下のような経費は対象としません。

- ① 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ② 開発事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(例:机、椅子、書棚等の什器類、事務機器)
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給

されている活動に関する経費

- ⑤ 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、開発事業の範囲に含まれ得ない経費
- ⑥ 営利のみを目的とした活動
- ⑦ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑩ 開発事業の申請に要した費用
- ⑪ その他開発事業と無関係と思われる経費

5. 開発事業の実施期間

原則として、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和4年1月31日までの期間を、経費計上の期間としますが、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁が認めた場合は、この限りではありません。

ただし、事業完了後も、令和3年度末に開催を予定している成果報告会において本事業の成果を報告していただくことや、令和4年度以降も本事業で開発された技術及び構築された地域観光モデルの活用・展開の進捗について継続して調査する予定です。

Ⅲ. 開発事業者の選定

1. 開発事業者の選定

(1) 選定方法・選定数

開発事業者の選定に当たっては、以下に示す「選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、有識者により構成される4月上中旬頃に実施予定の選定委員会において選定を行います。

(2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。

i. 形式審査

- 応募者が、「Ⅱ. 募集内容」の「1.応募条件」に掲げる要件を満たしていること。
- 応募活動が、「Ⅱ. 募集内容」の「2.募集対象事業」に掲げる要件を満たしていること。

ii. 内容審査

応募内容に対し、次の各項目について審査します。必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。

<審査における必須項目>

① 事業内容の理解度	<p>【審査項目】: 目指すところ・課題を認識しているか。</p> <p>(ア) 事業目標(技術開発による新たな地域観光モデルの構築)</p> <p>(イ) 事業目的(地域の観光需要の創出、地域への裨益)</p> <p>(ウ) 地域等の潜在能力・課題に対する認識</p> <p>(エ) 知的財産戦略</p>
② 提案内容の独創性	<p>【審査項目】: 提案内容に独創性・新規性があるか。</p> <p>(ア) 技術開発の独創性</p> <p>(イ) 地域観光モデルの新規性</p>
③ 提案内容的確性	<p>【審査項目】: 具体的な計画が検討されているか。</p> <p>(ア) 実証実験計画</p> <p>(イ) 令和4年度以降の活用・展開ロードマップ設定</p>
④ 事業遂行の確実性	<p>【審査項目】: 事業を確実に遂行する能力を有し、事業実施にあたり地域等や関係機関との調整、連携体制が取れているか。</p> <p>(ア) 事業実施体制</p> <p>(イ) 技術開発実績</p> <p>(ウ) 技術開発基盤</p> <p>(エ) 地域の観光需要の創出</p> <p>(オ) 地域等との調整</p>

① 事業内容の理解度：

- (ア) 本事業の目標が、デジタル技術を開発し、DX 推進による新たな地域観光モデルを構築することとなっていること。
- (イ) 令和4年度以降を見据え、地域等の観光需要の創出を目的としていること。
- (ウ) 本事業を実施する地域等の観光の課題・潜在能力を認識していること。
- (エ) 本事業で開発した技術等の特許について、年内に出願予定であるなど、開発した技術が有効に活用される蓋然性が高い知的財産戦略を有していること。

② 提案内容の独創性：

- (ア) 観光サービスの変革に繋がる技術開発が提案されていること。
- (イ) 新規性がある地域観光モデルが提案されていること。

③ 提案内容の的確性：

- (ア) 開発された技術の実用化・地域観光需要の創出に向けた実証実験の計画が具体的にされていること。
- (イ) 開発された技術、構築された地域観光モデルが令和4年度以降も継続的な活用・展開が可能なものであり、そのロードマップが具体的に示されていること。

④ 事業遂行の確実性：

- (ア) 本事業目標達成及び本事業計画遂行に必要な組織、人員等を有し、参画する各企業等の役割が適切に分担され明確化されていること。
- (イ) デジタル技術又は関連技術の開発の実績を有していること。
- (ウ) 本事業を円滑に継続するために必要な技術開発基盤を有していること。
- (エ) 本事業で開発された技術や構築された地域観光モデルを継続的に活用・展開し、地域の観光需要の創出の計画立案とその実現能力を有していること。
- (オ) 取組を進める上で必要となる地域等との連携・調整等が取れている又は取れる見込みであること。

⑤ 審査における加点項目：

開発事業の提案において次の観点が含まれている場合は、加点要素とします。

- (ア) 開発した技術等を観光サービスに取り入れる際、取り扱うパーソナルデータ(個人情報に該当しないものも含む。)や各種法令への対応が必要となるか検討していること。
- (イ) 国費による本事業と、それに関連する地域等の取組との相乗効果が大きいこと。
- (ウ) 令和4年度以降、開発された技術や構築された地域観光モデルを地域等と連携し、継続させるための採算性の確保策が明確であること。

- (エ) 開発される技術や構築される地域観光モデルのプロモーション計画があり、有効性があること。
- (オ) コンソーシアムでの応募において大企業等でない企業等が技術開発の役割を担っていること。
- (カ) 40 歳以下の研究者や女性研究者を技術開発責任者としていること。
- (キ) 本事業での技術開発が、観光産業に限らず社会変革をもたらすものであること。
- (ク) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。

(3) 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事業事務局から、選定者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等を公表します。

また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

2. 応募方法

【申請書類の提出方法】

郵送又は宅配便

注：応募期限までに次に示す宛先へ必着とし、日本郵便における特定記録^{※7}サービスを利用するなどして、申請書類が確実に届けられたことがわかるようにしてください。

※7：郵便物等の引受けを記録するサービス。

【提出形式】

- 電子データ(応募者名あり・応募者名なし)各1部

注：電子データは、ウイルスチェックを確実に実施した上で、CD-R 又は DVD-R のメディア媒体に書き換えのできないように保存して提出すること。

- 正本・副本(応募者名あり)各1部、写し(応募者名なし)6部
(A4版、縦方向を原則とする。)

【宛先】 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 新コンテンツ開発推進室

【応募する際の留意点】

申請書類受領連絡は、受領確認後、観光庁から2開庁日後までに電子メールにて連絡します。

宛先に到着する予定の時点から2開庁日を経過しても、hqt-dx@mlit.go.jp からメールでの連絡がない場合は、件名の冒頭に【提出確認】と付記したメールにて、お問い合わせください。

【応募期限】 令和3年2月15日(月曜日)消印有効又は17:00着

注：当該期限までに観光庁が受領したものを有効として取り扱います。

【提出内容】 次の各書式を作成してください。

- 事業概要説明書^{※8}
- 様式1：応募申請書
- 様式2：企業等概要書
- 様式3：事業の計画
- 様式4：内容審査表
- 様式5：必要経費の内訳
- 技術開発責任者の履歴書(技術開発、論文実績等)

※8：事業概要説明書は、観光庁等が公表することを前提とし作成してください。

【その他注意事項】

- 各様式は日本産業規格A列4版(A4)、また日本語で作成してください。

- 事業概要説明書は「Microsoft Power Point」、様式1～5の作成は原則「Microsoft Word」で作成してください。その上で、事業概要説明書は「Microsoft Power Point」、様式1～5はまとめて一つPDF形式にしてそれぞれ提出してください。
- 郵送又は宅配便により提出された書類一式は、原則として返却しません。

3. 公募手続に関する質問

【質問受付期間】

令和3年1月4日(月)～令和3年1月29日(金曜日)17:00(必着)

【質問方法】

電子メールにてお問い合わせください。

注: 件名の冒頭に【問合せ】と付記してください。

【宛先】

hqt-dx@mlit.go.jp

IV. 留意点

1. 申請内容等について

- (1) 開発事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 開発事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 開発事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該事業の内容を変更する場合、又は当該事業を中止しようとする場合は、事前に観光庁の承認を得なければならないこととします。ただし、観光庁又は事業事務局からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- (4) 応募内容についてヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。
- (5) 申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (6) 申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の一部又は全額が支払われないことがあります。

2. 事業期間中について

- (1) 開発事業者は、観光庁及び事業事務局から、実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。
- (2) 開発事業の趣旨に鑑み、観光庁、事業事務局及び有識者から、事業内容や必要経費等についてコーチング（改善指導等）を実施することがあり、これに伴って事業内容等を大きく変更していただく場合があります。

3. 事業完了後について

- (1) 開発事業者は、事業完了後1週間以内に、次の書類を提出していただきます。
（書類の様式は、開発事業者に対し別途指定します。）
 - 様式6: 完了報告書
 - 様式7: 精算報告書
 - 様式8: 経費内訳報告書
 - 様式9: 事業実施報告書
 - 業務従事日誌（人件費を計上する者に限る。）
 - 労働時間明細書（人件費を計上する者に限る。）
 - 人件費単価表及び計算書（人件費を計上する者に限る。）
- (2) 開発事業者は、「これまででない観光コンテンツやエリアマネジメントを創出・実現するデジタル技術の開発事業」において実施予定の中間報告会・成果報告会（令和4年2月～3月頃の開催を予定。）において、進捗状況や取組内容、成果を報告していただく可能性があります。
- (3) 事業完了後には、観光需要の創出や消費額の拡大に向けた取組の参考となるよう、国等によ

り事業内容や成果を公表し、開発事業者においても事業成果を対外的に情報発信していただくことを予定しています。なお、「3.(1)」において提出していただいた報告書を国において公開することがあります。

- (4) 令和4年度以降においても、観光庁が必要と判断した場合、事業完了後に本事業に関する報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

4. 事業経費・精算について

- (1) 応募申請時には明確な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」における報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。
- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、観光庁が事業を採択した後、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和4年1月31日までの期間とします(ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると観光庁が判断した場合は、この限りではありません。)。このため、応募に要する経費等は、事業の採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- (3) 開発事業は、観光庁における調査事業の一環として行うものであることに鑑み、事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (4) 既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、既に提供されているコンテンツそのものの実施費用は、経費の対象外とします。
- (5) 開発事業者は、開発事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業完了後1年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- (6) 開発事業者(コンソーシアムにおいてはその代表企業等)は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や開発事業を遂行する等の義務が生じます。
- (7) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出いただき、対象経費であるかを観光庁及び事業事務局が精査し、額が確定したのち、精算払いとなります。

5. メディア等からの問合せ等について

- (1) メディア等から開発事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に事業事務局に報告をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず事業事務局にその内容を報告してください。また、その報告の内容を事業実施報告書に含めていただく場合があります。

6. その他

- (1) 開発事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものです。
- (2) 検証実験のPR映像撮影、報道機関への発信、イベントや広報活動など、協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力していただく場合があります。

- (3) 特定された開発事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (4) 開発事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりとします。

- ① 成果物に関する著作権^{※9}、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。
- ② 技術開発により生じた特許等の知的財産権は、本事業の契約に基づき、産業技術力強化法(平成 12 年法律第 44 号)第 17 条(日本版バイ・ドール条項)第一項の規定を準用し、同項の各号に掲げられた事項を満たしていることを条件として、原則として技術開発を実施した企業等に帰属するものとする。
- ③ 成果物に含まれる開発事業者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ④ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、開発事業者(コンソーシアムにおいてはその代表企業等)が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- ⑤ 開発事業者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※9:著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

- (5) 開発事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。
- ① 提供された情報、開発事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業完了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
 - ② 提供を受けた情報及び開発事業実施において知り得た情報のうち、機密性2(情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報)以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁と協議の上、令和4年3月 31 日以降速やかに全て消去する。

(6) 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律 66 号)に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、技術開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「技術開発責任者の経歴書」については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年5月 30 日法律第 58 号)第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速や

かに廃棄します。